

エルバルティ ベリーグ

法学研究科・准教授

[研究]

論説(1本)、書評(1本)、判例評釈(1本)を公表した。

2025年から2028年にかけての科研費を無事に獲得し、現在、2つの書籍プロジェクトの編者として積極的に活動している。1つは「アジアにおけるイスラムと国際私法」に関するもので、もう1つは「アフリカにおける外国判決の承認と執行」に関するものである。

[教育]

第1学期に法学部＝法学研究科・国際交流科目

「日本法入門」(受講生総数61名)、

「比較法入門」(受講生総数 50 名)

「イスラーム家族法」(受講生総数 30 名)を担当した。

第2学期に法学部＝法学研究科・国際交流科目

「私法の諸問題」(受講生総数 46 名)、

「コモンロー入門」(受講生総数 48 名)

「中東の法と社会」(受講生総数 62 名)を担当した。

授業内容のアップデートや改善を行っている。

また、法学研究科において海外から招聘した講師を迎え、特別講義＝総合演習を開講し、その実施を担当した。

[管理運営]

教務委員会の委員として業務を行った。

国際教育交流センター兼任教員として所定の業務を行った。

「Japanese Law」プログラムの実施に関連する書類の英語翻訳等を行った。

[社会貢献]

・国際私法学会年報編集小委員会小委員長として就任している。

・東京第一弁護士会の現代中近東法研究部会で、エジプトの刑法を日本語に翻訳する作業に携わっている。

・「比較仲裁法研究会」、「アメリカ対外関係法第四リステイメント」、「アジア国際私法原則研究会」、「涉外家事事件判例研究会」及び「関西国際私法研究会」の研究メンバーとして活動している。

[特記事項]

国際私法の専門ブログであるwww.conflictoflaws.netの編集者として特に中東諸国及びアジア諸国法について研究投稿を活発に行っている。

インドネシアのブラウイジャヤ大学において招聘教員として集中授業を担当した。

南アフリカのヨハネスブルグ大学・新興国国際私法研究センターの上級研究員として研究活動を行った。